

明治二十年

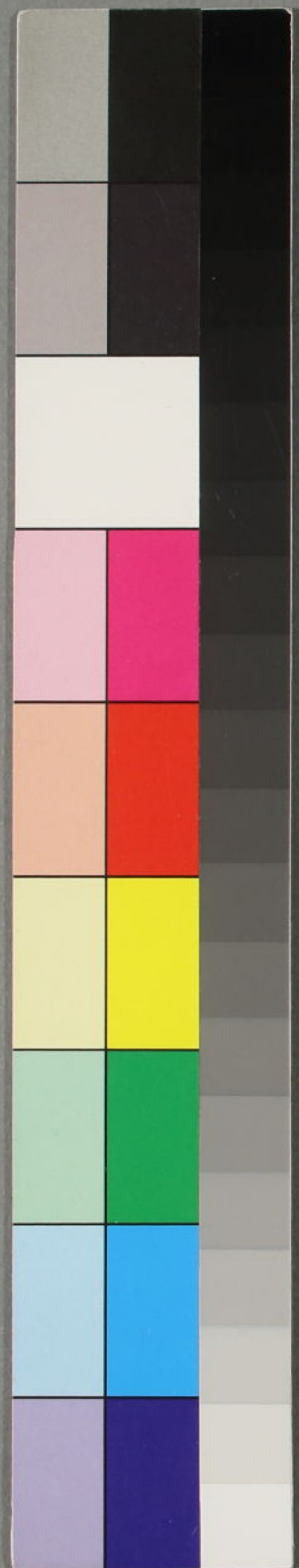
下亥密件

養浩堂藏書

早稲田大学図書館

文書27

A 68



目錄

伊藤宮内大臣密翰

附勝氏應接ノ内件并宮内大臣ノ返

翰及勝氏書翰

後藤氏ノ應接及宮内大臣ノ書翰

黑田伯夏島、伊藤面會吉井伯盡力、

并

九月二十日秋孝呈書略略日

明治廿年五月廿七日

宮内省大臣 伊藤

明九日午前十時

午後一時

午後三時

午後五時

午後七時

午後九時

午後十一時

午後十二時

以答到之書翰也政務手抄人共少生於
職務上麻食と備存仕情可改其力役
當為也之申之抄之取不悉以兩取不
得此身事也得此叙爵也清之成之清也
少功同之とは非共之清也成之清也
不堪者申之明之受之石得止成之清也
他人物改名代以申之元計之申之
改之申之申之申之申之申之申之申之
五月
竹又
菅原山崎元

以又之抄一通到也身本和清家之孫也
此第お之膝部お痛お申之在家お申之
散歩醫師お申之申之申之申之申之申之
致先生之辨也之結也安お申之申之申之
申之申之大臣内也之安多細陳也改
以申之申之申之申之申之申之申之申之
皆之申之申之申之申之申之申之申之申之
印之申之申之申之申之申之申之申之申之
与申之申之申之申之申之申之申之申之
申之申之申之申之申之申之申之申之

且下之有見之亦尚然之道理之片又
彼之中以之中心不安是般合伊夜
之必舉之者之是

聖天子之思言也此為所以和之也且命
之所以運也此為所以謹白毒戴也
此言安周旋於外之者之即帝不
此之賦也

世懼辭為齊之心愧也即 聖恩
及哀老何の者為而也
聖天子之思言也

三十一の書

九月早明宮内大臣日返願と云す

相渡昨夜尊物あり又由密旨趣之驚と
願堂ふ取敢勝以之集り相唐法為尊慮
之受傳波は交日人種の語也不淋
情向十所之成之要旨は從前板也
之而皆之と云し之又生好の叙為高
此の事は直美俯仰愧天地は次中より此辭
退之外は他心に在るのみ亦在田より多似
書取願の事は進呈の管に在る職務の上
在り此願為し之為教を請ふべしあり

勝意見書さば有黒田之拈氣也一旨有
中右意見書さば有黒田之拈氣也一旨有
且現今之事態種々面倒なる中七者之
得共將來之目的明瞭大に如く自ら
子能く確乎と不惑嘆事、物、種々
のどろき出あつた一此大困難あり、仍
將來に之を能く治る者有るに勝る
是、拈氣
後藤の如く是、拈氣は、以、月、板、垣、控、衛
は、法、を、別、あり、兵、に、加、ら、ず、不、可、運

昨、書、記、官、と、重、一、以、得、共、行、違、以、快
り、其、事、多、出、快、後、病、を、身、に、受、得、
可、是、其、事、多、出、快、後、病、を、身、に、受、得、
二十、二、日、高、橋、の、行、き、面、談、の、事、外
なら、其、事、多、出、快、後、病、を、身、に、受、得、
代理、指、管、の、如、く、板、垣、を、為、す、其、事、
中、軍、に、選、定、し、高、橋、と、高、橋、と、其、事、
其、事、多、出、快、後、病、を、身、に、受、得、
板、垣、拈、氣、の、有、黒、田、之、拈、氣、の、不、可
敵、拈、氣、を、人、を、其、事、出、し、是、非、を、請

可致方中幸得共又各自識見也
このもの必正の法多き事目に出る
能致の得る多し其力能くし
いさる

夫より勝氏の行と面名伊勢総理之言を
細く傳告す勝曰く意見書数千條の
始めり里留示し夫より伊勢の
と仰りある所を思ふと尋ずる交通
にありて橋本に案内あり面名
書に於て其の極自感す祈す
は乃子

初置くより意見書は意見書
に於て如何と評判なり
と自ら出づる事あり
里留の別を写しと賜り
夫れに於て林氏の意見書
大久保山園夫人の我因
いさるは意見書に
拙文の著述とすべし
意見書に於て清國の
りらざるよし

國之糧糶は遠く海外より運輸せし
由を得べきありて又前途海陸軍
厨計甚しく中々し語し物たり
宮内省長官伊藤大臣亦米倉不元故
高橋の此まて支物と賜
拜訪所より昨日と勝後夜ある所
向ひて安否の不在を告げると
昨日と昨日と昨日と昨日と
及而後より又昨日と昨日と
お尋ね願ひて

此後若殿は好む海兵の尖る大要を
詳細傳へしは孫氏に於て腹心者
五人に於ては多分出るに據り
あまの秋に死後高しき中より多分大丈
夫と好むは其の一人に老翁の七あり
之但根垣に於て其の甚不幸に據り
少少なりし今般大坂表國事犯判せし
時より全國より自衛黨が集りて路を
通水の頃一ヶ月の間に一房の国領
を増し中々其の然るるなり

子ありと注意せしむる吉井より黒伊初談
聖賢の心を乃ち能くしるは伊初曰く其
りしつゝ四五取身しんを其地を其地居る者
二十百夏島行の金市松浦の勝と見元書
と吉井の送付し林方吉井より入
聖賢見事ししり吉井直松黒田の到り要
細頼末の報し於島島の日行伊初と訪尋
の政と細頼政のそ聖賢廿の在吉井政
松宅の在伊初と赤黒田の伴島島行
身初の在黒田と乃活天下の在島島一書力
可し

可し
二十百吉井片於夏島行の物語程早し
借由園の由席あり小島子妻出しる事松と
詩悉の内所あり其を昨日黒田の身島島
の初り伊初のつ談す事其れ伊初と坂赤
以初七の汽車より余より其地と並一返居
も不來も二十百海軍より余より出掛り
日と名居るも其の初輝の初輝
車坊より車分り同書し其の首思の馬
車と初走り交はし其の由掛り其の初輝

江戶の漢軍に乗一品の儀事坊之黒田
御唐様演習山蒸漢船乗身高行
伊為口印家族七携へ別荘に静起
長火黒田之由切之殊弁勸告面着致
一午前十時午及之府を別談移時
黒田歐洲目撃現今之形勢多話一伊為
目下修政正前途固有用設之大好
不察易時勢修唐才其是非内閣之根
在強國才一大必舞うる者多々黒田
伊の考名有様抗之返唐不改仍自

有人之制を昨日勝之意見書也 市院
の事也且伊為の由被意見一保薩長人
のみ採用する事伊為の持論也此の時
之と今之薩長を論じ踏切と世話上
此根本固定せし處より論ずるに政府は
其方と當りし事伊為之主義我々舞踏會
一保歐洲諸國皇宮を必也之古歩階上
帝控の閑事あり案の談話より事也
勝之意見を對一伊為の持論あり
と表井辻海に交伊為の持論あり

少者并之誠志を以て國家に功を成せしむ
之美談あり此伯之誠節人毎々其美
感佩之極深又魁之想を記す
建永年六月廿四日在任中

二十一年九月二十日

秋原白雲筆

昨日清公使館に訪へて譯官盧永銘面
會せしに盧之言に於て秋原公使再々
國公使より節節有る事の上流を
其言を現公使様大人に交結せしむ公使
李興鏡より人へ赴任之際及て中風を
考し申身不遂と云ふ事あり初め
使に及ばず候事あり興鏡より人へ
秋原公使より極然と云ふ事あり

曾公清海遠征の發賊征伐の小為駭を
りとの初の大切ありし人あり其縁故に續き
以る者興鏡に代りて黎公に拜命せり相
日清海に此と三の使物續きり此の次
弟に此の事深怨なき方より起り何公使の
琉球發着南王移住し奉りあり三年
黎庶易く此の花房に能く受初り此
日清海の事併り為強心使に代りて長
巡る下如昌定遠より水兵と軍關あり公
使に事始む不和の事と始りあり其の中

此の事際けり此の事親睦と云
道の大難向に臨むも不可剛今之の時
國の事此の北より琉球の事なり
此の對し如く此の海王と云りて此の事
し元の如く成るものなり仍も何れの方
便り之を此の事なり此の國に保た
りて到底出入り此の價に貴まの事なり
何れ黎庶昌に使ふ事なり、將來の福祉
を此の事なり此の事なり

此も清國に使館譯官廬永銘

話

此日横山孫不第築地之宅を訪ひ春申大
法正行高弟遺忘物品屬方世話を感ず
の一禮を述べその時横山曰く高弟孫託り
貴族矣と云へ僕日前天津に出り二國局に
ありて同所電信局を尋ねしより兼る日本より
滬托致し置きしを清國産の英國人より市に函
報し曰く日本東京駐在し支那公使館より
既電報刊し本局より報りてふ日本宮島
大八此方清國漢字修業之為の日本

政府の許可を得ずして及朝り父誠一市元と
編修局長と奉務し家極く貧乏窮乏
と予と正好との隣好と云んたり日本現
片西法を留めい風俗變更の時當り於て
時好は諒せりしより其子を清國に遣はりて
漢學を修めむ何卒其志を報酬しむ
一末の負りざるよと云ふ愛之漢者に及りし
孫承祖より天津道台周玉山に電報せり
ゆはし既電報に接せしは初之の事あり
電報料中も百圓以上あり中々容易し

物ありに周玉山李鴻章の最も信用あり
て當所鐵道監督を責任とし其後有名
之人多し片岡保公傳く深切に注意あり
翁もたしと英國人の決行此事ハ亦承知
する將來の志實際ハ熟慮達成する核
より刀身あり

九月二十日

沙君中旨御前あり法王駐劄公使片岡三
郎君と協同し別荘に於て大八身中直
隸省保定府に留るる諸君と授け

以一禮を述ぶ片岡君曰く今日清國の外
務に曾侯紀澤歐洲より由り仕事を蒙りし
より總理衙門より一領地を與へ萬機此に
賴て歩む同氏任官以來數年表面争ひ
無き態情を通り予曰く兩國交渉する事
件の軌を一にするに幾多の肝癢を障りし事
ありしを人希く大畧包合堪息ありたり
と予より曾紀澤曰く片岡内々大句面より
兩國の形勢を觀察する中て協和のい
の點を事として笑ふ兩國一團結する不

宴會あり酒半、黒田下臣等より白く世に
農商務大臣官以來一日格本は未だ白く清
公使徐承祖之言を黒田伯は主戦家として
清國と親睦する事を知りて少くも此人
今回内閣より前途日清兩國に實際の
ありとも知れぬ、有る意を以て、據本其説の
反對を以て辨駁し、黒田伯は其説は出心
より平和主義を執り、日本政府を盡
かせ、人をも主戦論を以て正反對あり、外
面より内閣の事から知らぬあり、清公使

の説の如きは、是下公使面を以て、其の予
の誠心を知りし、の如きは、彌縫の如く疑
念を消散せしむべし、自分より、忠告宛拒を
蒙る、或は滿清政府より、我々悪形の立物
として、清國を應對せし、善く、策ありし
結果あり、有る意を以て、思ふあり、
因に、予、黒田伯は、清國の心をも、識り、
以て、當時、黒田伯の心、政府を、通じ、而して、
清國人の、思ふ、識らざる、を、深く、惜み、
清公使と、黒田伯の、間、の、友誼を、起さんと欲

一孝十七年十二月申日從書中事
後主狀也

拜破此夕之有身事其於忍教風氣子
侵道志大失教中上由密可以下也
又后由下命有兼十以之教上反此
矣酬州之教白

十六年十月九日

思留相

宮島古兄在也

拜破此夕之有身事其於忍教風氣子
侵道志大失教中上由密可以下也
又后由下命有兼十以之教上反此
矣酬州之教白

有之何分事層江兼取不中意也此
尸古也惡也願承之知江在要身
多中身

十月十日

思留相

宮島古兄在也

抄角思留之徐承祖公係之親親會之心
テシム此時思留家文儀也

御臨幸之有在也内後之成之為の十八
御宅親房思留之主之有傳之親親會之心
水泡之成之清公使傳之親親會之心

陳明遠の檣本副島二君のみ相會りて
久雅風流を談し教會ありして市の富貴
を翹撃する勢居し出たり又事柄を據
持合あり思留を大臣推選内閣大臣
の時を當り此時事柄を別冊に記す
因に記す前公使和齋庶昌新任榎原祖文
煇之際を以て密監朝鮮の竹濤公使兩國
赤松の變ありを結句并上外務卿大使の
朝鮮に向ひ金宏集を談判せし事多し清
國より吳大澂等が傍觀あり伊藤の參議大使

清國に向ひ天津に於る李鴻章と漢局を商
當時伊藤汎出の頃と西南の葛藤未解
清佛戦争中として探公使軍の日本に奉節
の對し疑念を拂ひし是年より物事清廷
伊藤に未だ及んで俄然佛兵と平和を結ぶ
力多伊藤と待つを形日本と我闘を
開くの釣地とありや本時多伊藤と人
漢局を商し及んで又日本朝鮮に向て平
和を結んで天津條約となすなり
此時探公使探宅の始めてあり南張官處

亦銘之仲ハ事々曰ク余初ノ北京ニ後
す際ニ我皇太后親ラテ召シ日清兩國
ニ交際セシ時政府ノみならず兩國人民相互ニ
交歡ありと云々勉めし上諭あり然レ伊藤
ニ入清ニ際シ日本ニ各新聞實ニ交際國ニ
此ある者無禮ノ言論ヲ記載せらる我國民
民ノ憤怒ヲ不堪ク執チ未レ清法平和シ
結局ニ事々日本ニ可戦ス紛議ありし事々
不拘我朝廷ハ皇太后初念ニ上諭ニ遵奉
し和平和局ヲ結スルニ當時安南ニ日本兵

ハ法軍ト援助スル又閣臣自ら亦レ孤板ト
海上ノ向ふル^{指黒田}種々ノ謗言我朝廷ニ報
道ありて政府ニ猜疑沙小ならしめし^道遊子
海天雲晴月光清朗と云々此皇太后可嘉
しとあり先キ子初メ接任ニ際責定宅ニ
於テ筆談日中兩國ノ人民相親相敬應
無虞ト吐露せし事々忘却者之乃我初シ
孫公使ニ言あり
其後黒田内閣顧問清國沿岸より内朝ニ成
法不可侮中ニ戦争ハおぼろし商賈ニ對テ

